

令和7年12月18日

和光市長 柴 崎 光 子 様

和光市特別職報酬等審議会会長 星野 裕司

特別職の報酬等について（答申）

令和7年9月24日、本審議会に対して諮問がありました、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、並びに、同日、依頼のありました特別職の期末手当の支給率の改定に関する意見について、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

和光市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和7年9月24日、市長から、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料の額について諮問を受けました。今回の諮問では、諮問理由の中で、当市の市議会議員及び市長等の報酬等については、県内他市等と比較して低額であることに加え、現在の市政の状況、社会情勢及び近隣自治体の状況等を踏まえ、報酬・給料の額について改めて検討する必要があるとの意向が示されました。

和光市特別職報酬等審議会条例（以下、「条例」という。）上、期末手当については審議会の所掌事項とはなっていませんが、諮問事項と密接に関係することから、市議会議員及び市長等の期末手当の支給率を一般職の期末・勤勉手当の支給率と連動して改定することについても、併せて、市長から意見を求められました。

審議会は、これらの諮問等を受けて、市議会議員及び市長等の職務・職責、他の地方公共団体との比較、市の財政状況や社会経済情勢等を総合的に検討し、慎重かつ公平に審議を行いました。

2 審議にあたっての視点

（1）県内他市との比較

当市の市議会議員の報酬額及び市長等の給料額は、各役職とも、県内他市と比較してかなり低額であり、特に期末手当を含めた年収額では、県内全40市中、下から2番目あるいは低水準となっています。

比較対象としては、様々な選択肢がありますが、県内他市、近隣の朝霞市・志木市・新座市との比較や、人口や産業構造が似通っている県内類似団体との比較についても、考慮する必要があると考えます。

(2) 特別職の職務・職責及び勤務形態

市議会議員の報酬や市長等の給料は、その職務や職責に応じたものでなければならぬことは言うまでもありません。市議会議員と市長は、公選職であり、より多様な人材の中から選出できるような環境づくりを推進していくことが必要です。

また、市議会議員は非常勤であり、常勤の市長等とは勤務形態が異なっており、その職務に対する反対給付である報酬と給料の性質の違いも考慮する必要があると考えます。

(3) 市の財政状況

今後の少子高齢化の一層の進展による社会保障関連経費の増大や、公共施設の老朽化対応、新たなインフラの整備等に要する経費を考慮すると、市財政は依然として厳しいものがあります。

しかしながら、当市は、近年継続して単年度の財政力指数が1を超えて、地方交付税の不交付団体となっています。令和7年度の埼玉県内の地方交付税不交付団体は、当市を含めて4団体しかなく、自主財源の豊かさという点では、他自治体に比べて恵まれた状況にあります。

(4) 社会経済情勢

総務省統計局公表の消費者物価指数全国2025年9月分では、総合指数は2020年に比較すると112.0であり、過去5年間で12%上昇し、社会全体として物価上昇の傾向が見られ、また物価上昇に伴い賃上げのニュース等を見る機会も増え、賃上げの機運が高まっていることが伺われます。また、国家公務員に対する人事院勧告においても、令和5年、6年、7年と3年連続で一般職の給料表の増額改定や期末・勤勉手当の支給率の上昇があり、公務においても同様に給料等の増額が進んでいると思われます。

3 結論

(1) 報酬・給料月額、期末手当支給率

上記事項等について総合的に審議した結果、審議会として、次のとおり改定を行うことが適当であるとの結論に至りました。

報酬・給料

役職	報酬月額又は給料月額		引上額
	改定前	改定後	
議長	437,000 円	452,000 円	15,000 円
副議長	392,000 円	407,000 円	15,000 円
常任・議会運営委員長	377,000 円	392,000 円	15,000 円
議員	367,000 円	382,000 円	15,000 円
市長	852,000 円	872,000 円	20,000 円
副市長	730,000 円	750,000 円	20,000 円
教育長	698,000 円	718,000 円	20,000 円

期末手当支給率

役職	期末手当年間支給率(月数)		引上率(月数)
	改定前	改定後	
議長	3. 3 月	4. 65 月	1. 35 月
副議長			
常任・議会運営委員長			
議員	4. 4 月	4. 65 月	0. 25 月
市長			
副市長			
教育長			

(2) 改定理由

当市の特別職の報酬等は、これまで、県内他市と比較してかなり低い額で推移しております。こうした状況下において、地方分権が一層進展し、地方の自主性への期待が高まる中で、市政運営を行っていくためには、その重責を担う特別職に対して相応の待遇を確保し、より多様な人材の中から選出できるような環境づくりを推進していく配慮が必要です。また、近年は非常勤である市議会議員においても、専業の議員が多数を占め、今後、議員を志す方々にとって、これからの中の和光市政をチェックする立場に相応しい議員報酬の水準が必要と考えられます。

市の諮問にあった現在の市政の状況、社会情勢や、近隣自治体の状況等を踏まえると、増額改定が適当であるとの結論となりました。増額に当たっては、当市のこれまでの報酬額等の推移を考慮するとともに、近年の物価上昇や県内他市との比較等を考慮し、今回の結論に至りました。

(3) 改定の考え方

特別職の報酬等の検討に当たっては、報酬、給料、期末手当をそれぞれ別個に考えるのではなく、これらの合計である年収額をベースとし、議論を進めました。

当市の特別職の年収額は、どの役職においても、県内全市中、下から2番目あるいは低水準となっているため、まず、増額改定を行っていくことを基本とし、埼玉県内の人口規模順での和光市の順位、産業構造・人口規模が類似している団体間の比較、当市と様々な点で関係の深い朝霞市、志木市、新座市の朝霞地区4市の比較など、様々な観点での比較や、過去の改定状況、財政状況等を勘案して改定を行うこととしました。

当市の特別職の年収額は埼玉県内でも下位に位置しており、また朝霞地区4市の中でも最下位となっています。今回の改定では、埼玉県内や4市の中での和光市の人団体規模や、近年の物価上昇率や国の人事院勧告による公務員給与の改定状況、当市のこれまでの特別職の報酬額等の推移なども踏まえると、市長等の給料月額については20,000円の引上げ、議員報酬の額については15,000円の引上げが妥当であるとの結論になりました。

また、特別職の期末手当の支給率については、県内他市では多くの市において職員に準じた支給率としていることから、一般職の期末・勤勉手当の支給率と同率に設定することが妥当であるとの結論になりました。年収ベースでの増加率としては、市長等が約5%、市議会議員が約15%となっています。

4 その他の意見

諮問とは別に意見を求められている、市議会議員及び市長等の期末手当の支給率の改定については、条例上、審議会の所掌事項になっていませんが、これまでも依頼を受け、改定に際し、当審議会より意見を答申してきました。

今回、市議会議員及び市長等の期末手当については、職員の期末・勤勉手当の支給率にあわせた改定の答申となっており、審議会において今後は職員と同様に増減の改定が望ましいとの意見があったことから、期末手当の支給率については、今後審議会に諮らず職員に準じた改定とすることについて検討されるよう要望します。

なお、少数意見ではありましたが、和光市の現在の議員定数は18人であり、一議員あたりの市民人口は、他市と比較すると少なく、報酬見直しには議員数の観点も必要ではないかという意見がありました。議員定数見直しについては、当審議会における審議対象ではありませんが、今後の市議会での討論に期待したいと思います。

以上

＜和光市特別職報酬等審議会委員＞

役職	氏名	所属団体等
会長	星野 裕司	元行政職員
会長職務代理	富澤 隆司	和光市自治会連合会会長
委員	石田 秀樹	あさか野農業協同組合理事
委員	川曲 幸生	和光市商工会会長
委員	清水 孝悦	公募委員
委員	松村 秀樹	税理士
委員	箕輪 純子	和光青色申告会副会長
委員	安多 信喜	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会
委員	柳田 司	公募委員

敬称略・委員は 50 音順